

平成25年7月2日（火）

北海道医療安全支援センター（北海道保健福祉部医療政策局医療薬務課）

## 北海道医療安全支援センター情報（第7号）

4月から6月までの医療相談事例から・・・

### （事例1）標榜科目に関する疑問について

#### 【相談内容】

- 小麦とハウスダストに対するアレルギーがある。先日、症状が悪化したため、A市内のアレルギー科を標榜しているクリニックを受診したが、医師からはアレルギーの専門医でないので、原因はわからないと言われた。また、書籍やインターネットで確認しながら診察を行っていた。
- アレルギー科を標榜しているにもかかわらず、このような診療で問題とならないのか。



#### 【対応内容（相談者へのアドバイス）】

- 診療科目については、必ずしも専門医がいる医療機関でなければ標榜できないものではありません。また、複数の診療科目を標榜している場合は、曜日によって、それぞれの診療科目の担当医が異なる場合もあります。
- 北海道では、道内の医療機関の情報をホームページ（北海道医療機能情報システム）で公開しており、このホームページでアレルギーの専門医のいる医療機関が検索できます。

#### <参 考>

- 北海道医療機能情報システム（<http://www.mi.pref.hokkaido.lg.jp/>）  
道では、道民や患者さんによる医療機関の適切な選択を支援することを目的に、施設の名称や電話番号、診療科目などの基本情報をはじめ、保有する施設設備や対応することができる治療内容などの医療機能について、医療機関から報告いただいた情報を公表しています。

(事例2) 医師が全く意見を聞き入れてくれないことに対する不満について

【相談内容】

- 母がリウマチの治療のため、B市内の医療機関を受診している。そこでの医師の治療は、一方的で全く患者の意見を聞いてもらえない。
- 具体的には、薬の変更が頻繁で、さらに高い薬を処方するので、「薬代が大変である」と言っても、聞き入れてもらえない。また、変える理由を聞いても、「説明していると、待っている他の患者が困る」などと言って説明が受けられない。



【対応内容（相談者へのアドバイス）】

- 医療法や医師法において、医師等は適切な説明を行うよう努めなくてはならないとされていますので、医師に対し、再度説明を求めることを勧めます。  
また、医療機関内の患者相談窓口にご相談する方法もあります。

<参 考>

- 医療法 第1条の4第2項（医師等の責務）  
医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療の担い手は、医療を提供するにあたり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。
- 医師法 第23条（保健指導を行う業務）  
医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

### (事例3) ジェネリック医薬品の処方について

#### 【相談内容】

- ジェネリック医薬品を6ヶ月使っていたが、主治医が先発医薬品に変更した。
- ジェネリック医薬品は先発医薬品と全く同じ薬なのに、あえてジェネリック医薬品にしないのは疑問である。また、薬局の薬剤師、主治医が不在の時に診てくれた医師も「ジェネリック医薬品で問題ない」と言っていた。
- ジェネリック医薬品を使用するよう指導することはできないか。



#### 【対応内容（相談者へのアドバイス）】

- 先発医薬品と後発医薬品（ジェネリック医薬品）は成分・効果は同じですが添加物が違う場合があるので、全く同じであるとは言えません。
- 主治医が先発医薬品に変更したことについては、薬物治療上の理由から判断したものと考えられますが、以前ジェネリック医薬品を使用していて、良かったのであれば主治医にその旨を相談していただくことをお勧めします。

#### <参 考>

- ジェネリック医薬品とは  
医薬品には、一般の薬局・薬店で販売されている「一般用医薬品」と、医療機関で診察を受けたときに医師・歯科医師から処方される「医療用医薬品」があります。さらに、「医療用医薬品」は、先発医薬品と後発医薬品とに分かれていて、後発医薬品はジェネリック医薬品とも呼ばれています。  
詳しくは、以下のホームページを参照してください。  
[http://www.gov-online.go.jp/featured/201106\\_01/index.html](http://www.gov-online.go.jp/featured/201106_01/index.html)  
(政府広報オンライン)

## （事例４）施術所における鍼の使い回しについて

### 【相談内容】

- C市内の鍼灸治療院に通っている。数年前に血糖測定器の注射針の使い回しが問題となったが、治療院の”はり”も同じではないかと不安になって電話した。
- この治療院では使い回しは行っていないと言っていたが、実態はどうなのだろうか。



### 【対応内容（相談者へのアドバイス）】

- 使い捨ての鍼を使用している施術所が多いと聞いています。  
また、法令上、はり師は、はりを施そうとするときは、はり、手指及び施術の局部を消毒しなければならないとされています。
- 保健所において、施術所の立入調査等を担当していますので、確認されてはどうか。

### <参 考>

- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 第6条  
はり師は、はりを施そうとするときは、はり、手指及び施術の局部を消毒しなければならない。
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 第9条の2  
施術所を開設した者は、開設後10日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。